

新規養蚕参入者研修実施規則

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、蚕糸絹提携自立化支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)第3の1の(3)の規定に基づき、一般財団法人大日本蚕糸会(以下「本会」という。)が行う新規養蚕参入者研修の実施に関し必要な事項を定める。なお、本研修の実施に当たっては、「一般財団法人大日本蚕糸会研修受託要領」に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- ア 提携グループ 実施要領第3の2の③の提携グループをいう。
- イ 研修生 新規養蚕参入者研修により受け入れる次に掲げる者をいう。
 - a 新たに養蚕に取り組もうとする者
 - b 新たに養蚕に取り組もうとする法人の従業員
- ウ 受講推薦者 研修生の受講を申請しようとする者(提携グループの代表者、県推進協議会等の代表者又は所属する法人の代表者)をいう。
- エ 研修期間 本会蚕糸科学技術研究所(以下「研究所」という。)における研修の初日から研修の終了日まで
- オ 研修の受入期間 研修を受けるため居住地からの移動日と研修終了後居住地へ帰る日を含む期間

(受入と研修実施場所)

第3条 研修生の受入は本会が決定し、研修は研究所において行う。

(受講の資格)

第4条 研修生は、新たに養蚕に取り組もうとする者であって、研修につき意欲と能力を有していること。

(研修受入時期と研修期間)

第5条 研究所における研修の受入時期は、春蚕期(5月～6月)、初秋蚕期(7月～8月)、晩秋蚕期(9月～10月)の3蚕期(各蚕期40日程度)とする。

2 研修生は、原則として、年1回、1蚕期を通じた研修期間とする。

(申請)

第6条 受講推薦者は、研修生の受講の申請をするときは、受講を希望する年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の前年度の3月15日までに、次に掲げる書類を本会の会頭(以下「会頭」という。)に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、当該期日の経過後においても申請することができる。

- ア 受講推薦書(別記様式1)
- イ 新規養蚕参入者研修受講申請書(別記様式2)
- ウ 研修生の履歴書(氏名・写真、生年月日・年齢、現住所・連絡先電話番号、最終学歴、職歴、賞罰の有無を記載したもの)
- エ その他本会が必要と定める書類

(承認等)

第7条 本会は、前条の規定により申請があった場合には、提携グループの担当者又は県協議会等の担当者及び当該研修生(研修生が法人の従業員の場合は、当該法人の担当者及び当該研修生)と面接を行うものとする。

2 本会は、研修生の受入について承認するかどうかを実施要領第5の2の審査を受けて決定し、受講推薦者にその旨を通知する。

3 本会は、前項の規定により研修生の受入を決定したときは、研修期間等を受講推薦者に通知するものとする。

(研修内容等)

第8条 研修期間及び研修内容は、研究所の受入体制等を勘案して、本会及び研究所の所長(以下「研究所長」という。)が定めるものとする。

(契約の締結)

第9条 本会は、研修生の受入を決定したときは、研修生の受入開始前に、別記様式3の例により、新規養蚕参入者研修受入に関する契約書を受講推薦者及び研修生と締結するものとする。

(研修経費等)

第10条 本会は、受け入れた研修生が研修の受入期間中に必要とする、次に掲げる経費を負担するものとする。

ア 研修生の居住地の最寄り駅から研究所までの往復の旅費(研修を受けるための往路と研修終了後居住地へ帰るための復路の旅費に限る。)

イ 研修期間中の宿泊費

ウ 研修期間中の宿泊場所から研究所までの往復の費用

2 研修期間中の食事補助として、1日あたり1,770円を研修生に助成する。

3 本会は、研修期間が満了したときは、第1項及び前項に規定する研修経費等を研修生に支払うものとする。

4 本会は、第12条第2項により研修受入を中止した場合には、当該研修を実施した期間に係る第1項及び第2項に規定する研修経費を研修生に支払うものとする。

5 本会は、第12条第1項により研修を中止した場合には、研修生に研修経費を支払わないことができるものとする。

(研修生の義務)

第11条 研修生は、研修期間中、研究所の研修担当者の指示に従わなければならない。

2 研修生は、研修期間中に研修内容以外で知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(研修の中止)

第12条 研究所長は、研修生が前条の義務を怠ったとき、又は所定の研修を修了する見込みがないと認めるときは、研修を停止し、研修受入を中止することができる。

2 研究所長は、天災、その他やむを得ない事由があるため、この契約に基づく研修の受入の継続が困難となったときは、研修受入を中止することができる。

(事故の補償等)

第13条 研修生は、傷害保険に加入すること。ただし、保険料は自己負担とする。

- 2 研修期間中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、研修生の責任において契約した傷害保険で行うものとする。
- 3 研修生の故意又は重大な過失により研究所が保有する設備等に損傷を与えた場合には、研修生がその損害を賠償するものとする。

(実施の細部事項)

第14条 この規則に定めるもののほか、研修受入の実施に関し必要な事項は、本会及び研究所が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1(第6条関係)

受 講 推 薦 書

年 月 日

一般財団法人 大日本蚕糸会
会 頭 ○○ ○○ 殿

受講推薦者
住 所
名 称
代 表 者

印

新規養蚕参入者研修実施規則第6条の規定に基づき、下記の者を受講させたいので申請します。

記

1 研修生

氏 名
住 所

2 希望する研修時期

第1希望 年 月～ 月
第2希望 年 月～ 月
第3希望 年 月～ 月

別記様式2(第6条関係)

新規養蚕参入者研修受講申請書(研修生)

年 月 日

一般財団法人 大日本蚕糸会
会 頭 ○○ ○○ 殿

研修生
住 所
氏 名

印

新規養蚕参入者研修実施規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 応募動機

2 取得したい知識・技術

新規養蚕参入者研修受入に関する契約書(例)

一般財団法人大日本蚕糸会(以下「甲」という。)と研修生〇〇〇〇(以下「乙」という。)と受講推薦者〇〇〇〇(以下「丙」という。)は、新規養蚕参入者研修実施規則及び次の条項により研修受入に関する契約を締結する。

(受入期間等)

第1条 甲は、次の期間を研修生として乙を受け入れるものとする。

研修の受入期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 研修場所 一般財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学技術研究所(以下「研究所」という。)

(住所) 茨城県稲敷郡阿見町飯倉1053

3 研修期間中の研修時間、休憩時間、休日については、研究所の所長が別に定める養蚕、裁桑に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び休日に準じることとし、研修期間の初日に乙に通知するものとする。

(研修経費等)

第2条 乙が研修の受入期間中に必要とする、次に掲げる経費は甲が負担するものとする。

ア 乙の居住地の最寄り駅から研究所までの往復の旅費(研修を受けるための往路と研修終了後居住地へ帰るための復路の旅費に限る。)

イ 乙の研修期間中の宿泊費(甲が指定した宿泊施設に限る。)

ウ 乙の研修期間中の宿泊場所から研究所までの往復の費用(甲が承認した移動方法に限る。)

2 甲は研修期間中の食事補助として、1日あたり1,770円を乙に支払うものとする。

3 第4条第1項により研修を中止した場合は、甲は乙に研修経費を支払わないことができるものとする。

(乙に対する甲の指示等)

第3条 乙は、研修期間中、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、研修期間中に研修内容以外で知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(研修の中止)

第4条 甲は、乙が前条の義務を怠ったとき、又は所定の研修を修了する見込みがないと認めるときは、研修を停止し、研修受入を中止することができる。

2 甲は、天災、その他やむを得ない事由があるため、この契約に基づく研修の受入の継続が困難となったときは、乙の研修受入を中止することができる。

(事故の補償等)

第5条 研修の受入期間中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、乙の責任において契約した傷害保険で行うものとする。

2 乙の故意又は重大な過失により甲が提供した設備等に損害を与えた場合には、乙がその損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第6条 甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第7条 本契約書に定めのない事項、及び本契約書に定める事項に疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙、丙協議してこれを定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 研修を受講するための申請において取得した個人情報の利用は、新規養蚕参入者研修事業の実施目的の範囲内とする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 乙又は乙を雇用している法人は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

この契約を証するため、本契約書3通を作成し、各1通を甲、乙、丙それぞれ保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区有楽町1-9-4
名 称 一般財団法人大日本蚕糸会
代表者 会 頭 ○○ ○○ 印

乙 住 所
氏 名 印

丙 住 所
名 称
代表者 印